

## 令和6年度 草加市水道事業水質検査計画

草加市上下水道部では皆さまに安全で良質な水道水をお届けするため、水質検査を定期的・計画的に実施しています。水道法施行規則に基づき、令和6年度水質検査計画を策定しましたのでお知らせします。今後も水質検査内容の透明性を高め、適正な水質検査を実施してまいります。

### 水質検査計画の内容

- 1 水質検査計画に関する基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 これまでの水質状況
- 4 水質の検査項目、検査地点、検査頻度
- 5 水質検査の方法
- 6 臨時の水質検査に関する事項
- 7 水質検査計画及び検査結果の公表
- 8 水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項
- 9 草加市水安全計画
- 10 その他留意事項



吉町浄水場のステンレス鋼板製配水池

# 1 水質検査計画に関する基本方針

- (1) 水質検査は、水道法で検査が義務づけられている項目と水質管理上必要な項目について、水質基準に適合しているか否かの確認を行うものです。
- (2) 水質検査の内容や頻度については、水源の種類、検査項目、これまでの検査結果をもとに設定します。
- (3) 草加の水道は、県営水道の受水比率が8割以上と高いため、埼玉県の水質検査結果も有効活用できるように、埼玉県との連携を深めてまいります。

# 2 水道事業の概要

草加の水道は、吉町、中根、旭、谷塚の4浄水場と新栄配水場、計5箇所の浄配水場から、皆さまに水道水を供給しています。

給水人口は令和4年度実績で25万977人、年間総配水量は2,558万6,965m<sup>3</sup>です。

## (1) 給水区域

浄配水場の給水区域は図-1のとおりです。



図-1 浄配水場の給水区域と水質検査地点



## (2) 水源

水道の水源は、地下水（深井戸）と県水（埼玉県営水道）があります（表－1）。

## (3) 浄配水場の浄水処理方法及び能力

地下水（深井戸）については、ろ過処理（除鉄・除マンガン処理）による方法で、県営水道については、県営の浄水場で凝集沈殿・急速ろ過処理・高度浄水処理による方法で浄水処理を行っています。

市内浄配水場の配水能力などについては、表－1のとおりです。

表－1 草加市内の浄配水場

浄配水場	吉町浄水場	中根浄水場	旭浄水場	谷塚浄水場	新栄配水場
供用開始年月	昭和44年11月	昭和46年5月	昭和38年8月	昭和44年2月	昭和55年4月
配水能力/日	2万8,000m <sup>3</sup>	2万6,300m <sup>3</sup>	4,300m <sup>3</sup>	6,800m <sup>3</sup>	4万m <sup>3</sup>
水源 地下水（深井戸） 県営水道*	3本 庄和浄水場系	6本 庄和浄水場系	4本 庄和浄水場系	4本 庄和浄水場系	深井戸なし 新三郷浄水場系 大久保浄水場系
ろ過能力/日	3,000m <sup>3</sup> ろ水機×4基	5,000m <sup>3</sup> ろ水機×4基	6,000m <sup>3</sup> ろ水機×2基	3,500m <sup>3</sup> ろ水機×3基	ろ過施設なし
受電設備	6,600V 2系統受電	6,600V 2系統受電	6,600V 2系統受電	6,600V 2系統受電	6,600V 2系統受電
自家発電設備	—	—	—	—	6,600V ガスタービン エンジン発電機 1基

\* 県営水道  
庄和浄水場（利根川水系江戸川）  
新三郷浄水場（利根川水系江戸川）  
大久保浄水場（荒川水系荒川）

## 3 これまでの水質状況

### (1) 給水検査地点の水質状況

給水検査地点の水質は、検査結果から水質基準を満たしており、年間を通じて良好に推移しています。

### (2) 浄配水場の水質状況

浄配水場の水質は、検査結果から水質基準を満たしており、良好で安全な水質であることが確認されています。



### (3) 県営水道と地下水の水質状況

#### ア 県水（埼玉県営水道）

過去には、ホルムアルデヒドや藻類の繁殖によるカビ臭が発生した事例がありましたが、県営水道と県営水道受水団体の連携により、活性炭の投入等速やかな対応を実施した結果、現在は良好で安全な水質が確保されています。

なお、令和4年度においては、2,256万9,340m<sup>3</sup>を受水しました。

#### イ 地下水（深井戸）

吉町、中根、旭、谷塚の各浄水場場内と、市内各所の深井戸（合計17本、うち3本は、耐震化工事等のため一時休止（中根浄水場第2水源、第3水源及び第8水源））を稼働し、各浄水場の配水池で県水と混合して配水しています。

これら深井戸は、年間を通じて良好で安全な水質であることが確認されています。

なお、令和4年度においては年間総配水量のうち、県水が88.2パーセント、地下水が11.8パーセントの割合でした。

### (4) 水質に関するお問い合わせの状況

令和4年度において、水質に関する表-2のようなお問い合わせが寄せられました。安心して水道水をご使用頂くために、皆様からの疑問・ご相談には誠実に対応してまいります。

表-2 水質に関するお問い合わせの状況（令和4年度）

主な内容	件数	主な原因（参考）
異物が出る	4件	老朽化した宅内配管から発生するものが多いようです。 ゴムパッキンや混合水栓の給湯ホース内面の劣化により、異物が発生することもあります。 道路に埋設した水道管が原因の場合は上下水道部で対応いたします。 宅地内の埋設管、宅内配管等が原因の場合は所有者による対応となります。
赤水が出る	4件	古い水道管は鉄管が使われており、内面に付着したサビ等が原因で発生します。 その場合、朝一番の水や、しばらく使っていなかった蛇口等で赤水が見られます。 宅内配管が原因の場合は所有者による対応となります。 その他、水道工事の影響による場合もあります。
異臭がする	1件	お宅訪問時には水質異常が見られない場合が多いです。



## 4 水質の検査項目、検査地点、検査頻度

### (1) 検査項目（表-3~8）

- ア 1日1回以上行う検査項目（「色」、「濁り」、「消毒の残留効果」の3項目）
- イ 水質基準項目（「一般細菌」や「大腸菌」等51項目）
- ウ 水質管理目標設定項目（水質基準項目を補完する24項目及び農薬類38項目）
- エ 水源の安全性確認及び浄水工程管理のための項目（3項目）

表-3 1日1回以上行う検査地点と検査項目

自動測定機器設置地点	検査項目
● 1 スポーツ健康都市記念体育館	「色」の検査として色度 「濁り」の検査として濁度 「消毒の残留効果」の検査として残留塩素
● 2 柿木公民館	
● 3 草加三丁目防災資材倉庫	
● 4 谷塚第3水源	
● 5 氷川第3水源	
◎ 6 吉町浄水場	
◎ 7 中根浄水場	
◎ 8 旭浄水場	
◎ 9 谷塚浄水場	
◎ 10 新栄配水場	

●は給水検査地点  
 ◎は浄配水場検査地点  
 詳細な位置は図-1をご覧ください



表一４ 法令に基づく水質検査（水質基準項目）の検査頻度  
検査地点：給水地点５地点

番号	水質基準項目		水質基準	検査頻度（回／年）	
				給水検査 ５地点	
1	病原生物	一般細菌	100個／mL以下	12	
2		大腸菌	検出されないこと	12	
3	無機物／重金属	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	4	
4		水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	4	
5		セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	4	
6		鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	4	
7		ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	4	
8		六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	4	
9		亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	12	
10		シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	4	
11		硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	12	
12		フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	4	
13		ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	4	
14	一般有機物	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	4	
15		1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	4	
16		シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	4	
17		ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	4	
18		テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	4	
19		トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	4	
20		ベンゼン	0.01 mg/L 以下	4	
21		消毒副生成物	塩素酸	0.6 mg/L 以下	4
22			クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	4
23			クロロホルム	0.06 mg/L 以下	4
24			ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	4
25	ジブromクロロメタン		0.1 mg/L 以下	4	
26	臭素酸		0.01 mg/L 以下	4	
27	総トリハロメタン		0.1 mg/L 以下	4	
28	トリクロロ酢酸		0.03 mg/L 以下	4	
29	ブromジクロロメタン		0.03 mg/L 以下	4	
30	ブromホルム		0.09 mg/L 以下	4	
31	ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	4		
32	水道水が有すべき性状に関する項目	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	4	
33		着色	アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	4
34		鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	4	
35		銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	4	
36	味	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	4	
37	着色	マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	4	
38		塩化物イオン	200 mg/L 以下	12	
39	味	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下	4	
40		蒸発残留物	500 mg/L 以下	4	
41	発泡	陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	4	
42	カビ	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	6	
43	臭	2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	6	
44	発泡	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	4	
45	臭気	フェノール類	0.005 mg/L 以下	4	
46	味	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L 以下	12	
47	基礎的	pH値	5.8以上8.6以下	12	
48	性的	味	異常でないこと	12	
49	性状	臭気	異常でないこと	12	
50		色度	5度以下	12	
51		濁度	2度以下	12	

備考 表中の単位 mg/L（ミリグラム・リットル）は、1リットルあたりに含まれる質量をミリグラムで表します。



表一五 水質管理上必要な検査（水質基準項目）の検査頻度  
検査地点：浄水5地点及び原水14地点

番号	水質基準項目		水質基準	検査頻度（回／年）		
				浄配水場 5地点	深井戸 14地点	
1	病原生物	一般細菌	100個/mL以下	12	3	
2		大腸菌	検出されないこと	12	3	
3	無機物／重金属	カドミウム及びその化合物	0.003 mg/L 以下	2	1	
4		水銀及びその化合物	0.0005 mg/L 以下	2	1	
5		セレン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	2	1	
6		鉛及びその化合物	0.01 mg/L 以下	2	1	
7		ヒ素及びその化合物	0.01 mg/L 以下	2	1	
8		六価クロム化合物	0.02 mg/L 以下	2	1	
9		亜硝酸態窒素	0.04 mg/L 以下	12	3	
10		シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/L 以下	2	1	
11		硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/L 以下	12	3	
12		フッ素及びその化合物	0.8 mg/L 以下	2	1	
13		ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L 以下	2	1	
14	一般有機物	四塩化炭素	0.002 mg/L 以下	2	1	
15		1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下	2	1	
16		シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	2	1	
17		ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下	2	1	
18		テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	2	1	
19		トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下	2	1	
20		ベンゼン	0.01 mg/L 以下	2	1	
21	消毒副生成物	塩素酸	0.6 mg/L 以下	2	— *	
22		クロロ酢酸	0.02 mg/L 以下	2	— *	
23		クロロホルム	0.06 mg/L 以下	2	— *	
24		ジクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	2	— *	
25		ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L 以下	2	— *	
26		臭素酸	0.01 mg/L 以下	2	— *	
27		総トリハロメタン	0.1 mg/L 以下	2	— *	
28		トリクロロ酢酸	0.03 mg/L 以下	2	— *	
29		ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L 以下	2	— *	
30		ブロモホルム	0.09 mg/L 以下	2	— *	
31		ホルムアルデヒド	0.08 mg/L 以下	2	— *	
32	水道水が有すべき性状に関する項目	着色	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/L 以下	2	1
33			アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/L 以下	2	1
34			鉄及びその化合物	0.3 mg/L 以下	2	1
35			銅及びその化合物	1.0 mg/L 以下	2	1
36	味	着色	ナトリウム及びその化合物	200 mg/L 以下	2	1
37			マンガン及びその化合物	0.05 mg/L 以下	2	1
38	味	味	塩化物イオン	200 mg/L 以下	12	3
39			カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 mg/L 以下	2	1
40	発泡	味	蒸発残留物	500 mg/L 以下	2	1
41			陰イオン界面活性剤	0.2 mg/L 以下	2	1
42	カビ臭	発泡	ジェオスミン	0.00001 mg/L 以下	2	1
43			2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/L 以下	2	1
44	臭気	臭気	非イオン界面活性剤	0.02 mg/L 以下	2	1
45			フェノール類	0.005 mg/L 以下	2	1
46	基礎的性状	味	有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3 mg/L 以下	12	3
47			pH値	5.8以上8.6以下	12	3
48	性状	味	臭気	異常でないこと	12	—
49			臭気	異常でないこと	12	3
50			色度	5度以下	12	3
51		濁度	2度以下	12	3	

備考 表中の単位 mg/L（ミリグラムパーリットル）は、1リットルあたりに含まれる質量をミリグラムで表します。

\*印 消毒副生成物であり、深井戸水については消毒剤添加前のため省略します。



表一六 水質管理目標設定項目と検査頻度

水質管理目標設定項目	目標値	検査頻度 (回/年)	
		給水検査 5地点	深井戸 4浄水場
アンチモン及びその化合物	0.02 mg/L 以下	1	—
ウラン及びその化合物	0.002 mg/L 以下 (暫定)	1	—
ニッケル及びその化合物	0.02 mg/L 以下	1	—
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	1	—
トルエン	0.4 mg/L 以下	1	—
フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	0.08 mg/L 以下	1	—
ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/L 以下 (暫定)	1	—
抱水クロラール	0.02 mg/L 以下 (暫定)	1	—
農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	1	—
残留塩素	1 mg/L 以下	12	—
カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10 mg/L 以上100 mg/L 以下	4	—
マンガン及びその化合物	0.01 mg/L 以下	4	—
遊離炭酸	20 mg/L 以下	1	—
1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3 mg/L 以下	1	—
メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 mg/L 以下	1	—
有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/L 以下	1	—
臭気強度 (TON)	3 以下	1	—
蒸発残留物	30 mg/L 以上200 mg/L 以下	4	—
濁度	1度 以下	12	—
pH値	7.5程度	12	—
腐食性 (ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	1	—
従属栄養細菌	2000 個/mL 以下 (暫定)	1	—
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	1	—
アルミニウム及びその化合物	0.1 mg/L 以下	4	—
ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及び ペルフルオロオクタタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/L 以下 (暫定)	1	1

注) 消毒に二酸化塩素を使用していないため、2項目 (亜塩素酸及び二酸化塩素) の検査は行いません。





表-7 農薬類の検査項目と検査頻度

番号	農薬類検査項目	検査頻度 (回/年)	目標値 (mg/L)	用途
		給水検査 5地点		
1	1,3-ジクロロプロペン (D-D) 注1)	1	0.05	殺虫剤
7	アセフェート	1	0.006	殺虫剤、殺菌剤
12	イソキサチオン 注2)	1	0.005	殺虫剤
15	イソプロチオラン (IPT)	1	0.3	殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整剤
17	イプロベンホス (IBP)	1	0.09	殺菌剤
21	エトフェンブロックス	1	0.08	殺虫剤、殺菌剤
26	カズサホス	1	0.0006	殺虫剤
29	カルバリル (NAC)	1	0.02	殺虫剤
34	グリホサート 注3)	1	2	除草剤
35	グルホシネート	1	0.02	除草剤、植物成長調整剤
39	クロロタロニル (TPN)	1	0.05	殺虫剤、殺菌剤
44	ジクロルボス (DDVP)	1	0.008	殺虫剤
45	ジクワット	1	0.01	除草剤
46	ジスルホトン (エチルチオメトン)	1	0.004	殺虫剤
50	シマジン (CAT)	1	0.003	除草剤
52	ジメトエート	1	0.05	殺虫剤
53	シメトリン	1	0.03	除草剤
54	ダイアジノン 注2)	1	0.003	殺虫剤、殺菌剤
56	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート 注4)	1	0.01	殺菌剤
58	チウラム	1	0.02	殺虫剤、殺菌剤
65	トリクロルホン (DEP)	1	0.005	殺虫剤
67	トリフルラリン	1	0.06	除草剤
77	フィプロニル	1	0.0005	殺虫剤、殺菌剤
78	フェニトロチオン (MEP) 注2)	1	0.01	殺虫剤、殺菌剤、植物成長調整剤
79	フェノブカルブ (BPMC)	1	0.03	殺虫剤、殺菌剤
81	フェンチオン (MPP) 注5)	1	0.006	殺虫剤
82	フェントエート (PAP)	1	0.007	殺虫剤、殺菌剤
88	フルアジナム	1	0.03	殺菌剤
89	プレチラクロール	1	0.05	除草剤
96	ベノミル 注6)	1	0.02	殺菌剤
102	ベンフラカルブ	1	0.02	殺虫剤、殺菌剤
105	ホスチアゼート	1	0.005	殺虫剤
106	マラチオン (マラソン) 注2)	1	0.7	殺虫剤
107	メコプロップ (MCP)	1	0.05	除草剤
108	メソミル	1	0.03	殺虫剤
109	メタラキシル	1	0.2	殺虫剤、殺菌剤
113	メフェナセツト	1	0.02	除草剤
115	モリネート	1	0.005	除草剤

- 注1) 1, 3-ジクロロプロペン (D-D) の濃度は、異性体であるシス-1, 3-ジクロロプロペン及びトランス-1, 3-ジクロロプロペンの濃度を合計して算出すること。
- 注2) 有機リン系農薬のうち、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン (MEP) 及びマラチオン (マラソン) の濃度については、それぞれのオキシソンの濃度も測定し、それぞれの原体の濃度と、そのオキシソン体それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注3) グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノメチルリン酸 (AMPA) も測定し、原体の濃度とアミノメチルリン酸 (AMPA) の濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注4) ダゾメット、メタム (カーバム) 及びメチルイソチオシアネートの濃度は、メチルイソチオシアネートとして測定すること。
- 注5) フェンチオン (MPP) の濃度は、酸化物であるMPPスルホキシド、MPPスルホン、MPPオキシソン、MPPオキシソンスルホキシド及びMPPオキシソンスルホンの濃度も測定し、フェンチオン (MPP) の原体の濃度と、その酸化物それぞれの濃度を原体に換算した濃度を合計して算出すること。
- 注6) ベノミルの濃度は、メチル-2-ベンツイミダゾールカルバメート (MBC) として測定し、ベノミルに換算して算出すること。
- 注7) 農薬の番号及び目標値は、厚生労働省健康局長通知に基づいています。



表一八 水源の安全性確認及び浄水工程管理のための  
検査項目と検査頻度

番号	検査項目	検査頻度 (回/年)	設定理由
		深井戸 14地点	
1	大腸菌	4	水源の安全性確認のため
2	嫌気性芽胞菌	4	水源の安全性確認のため
3	塩素要求量	1	浄水工程管理のため

(2) 検査地点

浄配水場の給水区域ごとの給水検査地点（5地点）、浄配水場（5地点）、深井戸（14地点）とします。

なお、1日1回以上行う検査項目の検査地点は、給水検査地点及び浄配水場の10地点です。

(3) 検査頻度（表一四～一八）

給水検査地点の検査頻度は項目別に定められ、給水栓での採水を原則としています。検査頻度の詳細は表一四～一八のとおりです。

また、検査結果に異常があったとき等には必要に応じ臨時の水質検査を行います。

(4) クリプトスポリジウムに対する対策（表一八）

クリプトスポリジウムとは、人間や哺乳動物（ウシ、ブタ、イヌ、ネコ等）の消化器管内で増殖し、下痢、腹痛をもたらす原虫です。水源がクリプトスポリジウムに汚染された水道においては、水道水を經由した感染症による被害が発生するおそれがあります。

草加市の水源は地下水（深井戸）と県水（埼玉県営水道）がありますが、地下水は汚染の可能性が低い深井戸水であり、県水については県企業局の浄水処理等により安全性が確認されています。

そこで、クリプトスポリジウム対策として、地下水についてのクリプトスポリジウム等の指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）検査を定期的の実施して安全性の確認を行います。



## 5 水質検査の方法

- (1) 水質検査計画に基づく水質検査は、自動測定機器による検査とともに厚生労働省登録の検査機関に委託して実施します。
- (2) 水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法は、厚生労働省が定めた方法等により実施します。

## 6 臨時の水質検査に関する事項

次のような事態が発生し、給水地点の水質が水質基準を超えるおそれがある場合は、臨時の水質検査を行うとともに取水停止や浄水処理の変更等を行います。

- 地下水の水質が著しく悪化したとき
- 地下水に異常があったとき
- 給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- 浄水過程に異常があったとき
- 配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されるおそれがあるとき
- その他特に必要があると認められるとき

## 7 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年度、年度開始前に策定し、市ホームページに掲載します。

また、水質検査計画に基づいて実施した検査結果については、基準値との適合性を評価したうえで、市ホームページに公表します。

さらに、年間の結果をまとめたものを水道事業年報に掲載し、市ホームページに公表します。

## 8 水質検査計画の実施に際し配慮すべき事項

### (1) 水質検査結果の評価に関する事項

検査結果を評価し、水質基準を超えるおそれがあるときは直ちに原因究明を行って対応します。

### (2) 水質検査計画の見直しに関する事項

検査結果の評価及び皆さまのご意見に基づき、毎年見直しを行います。

### (3) 水質検査の精度と信頼性保証に関する事項

水質検査の委託先となる機関では、公正な第三者機関による外部精度管理を受け、適切な内部精度管理を行います。

必要に応じて、精度管理状況の報告を求めます。



## 9 草加市水安全計画

より一層安全で良質な水道水を安定的に供給することを目指して、草加市水安全計画を策定し、平成28年4月から同計画を運用しています。

草加市水安全計画では、水源から給水栓に至る過程で想定される危害を抽出・特定し、それらを継続的に監視・制御することにより、安全な水道システムを実現する具体的な取組を定めました。

この計画を適切に運用し、水質管理をより一層徹底するとともに、危害発生の予防や最小化に努め、水道水質の信頼性や安定性を向上させていきます。

## 10 その他留意事項

### (1) 水道施設の維持管理

水源その他の水道施設で水質汚染等が発生しないよう、施設の維持管理を行います。

### (2) 関係者との連携

水源その他の水道施設において、災害・水質汚染事故等が発生もしくは発生のおそれがある場合は、必要に応じて国及び県の関係機関、近隣自治体及び水質検査受注機関等と連携し、適切に対応します。

### (3) 放射性物質濃度測定

水道水中の放射性物質濃度測定について、厚生労働省の技術的助言を参考にして、3か月に1回測定を実施します。

## お問い合わせ

草加市上下水道部 水道施設課 浄水場係

TEL 048-924-3807

FAX 048-929-5291



水道が支える快適な暮らし  
草加市上下水道部